

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号大治町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例でございますが、第4条で委員について書いてありますが、「委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。」ということで誰でもなれるわけではないと。それなりになられる方も限られてくるというふうに考えるわけですが、設置の第2条で法第81条第2項の機関として置くとあります。これは常置ではなくて事件ごとに置くと。何かそういう事例が生じたときに置くということですが、何日以内にやらなきゃいけないという決まりもありますし、こういう専門的な方を委員に選ばなきゃいけない委嘱しなきゃいけないということで、間に合うのかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（恒川 覚君）

吉原議員のご質問にお答えをさせていただきます。審査法の趣旨にのっとり適正な方を配置させていただくようこちらの方では間に合うと考えておりますのでお願いします。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。今、総務課長の方からしっかりと委嘱、選んでいくというようなことを言われましたが、ということは当然事件ごとにいろいろ専門性等々違うかもしれませんが、ある程度目星はつけた上でこういう事件ごとに置くということで考えられているのでしょうか。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（恒川 覚君）

吉原議員のご質問ですが、今のところ事件ごとに案件が変わってくるので確定ではございませんが、想定される方としてはやはり町の顧問弁護士、それから行政のOBで行政相談員をやってみえる方、行政に精通してみえる方ということでその方。それからそれ以外に案件ごとにそれぞれ専門的な知識を持っている方、そういうような方をその都度委嘱したいと考えております。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第2、議案第2号大治町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例でございますが、第3条降格の事由というところで、1号のイの職員の能力評価また途中に全体評語が最下位の段階等々書いてありますが、まずこの評価、絶対評価なのか相対評価なのか、どのような評価を考えておられるのかという点が1点。

2点目は、次の口のところで、「任命権者が指定する医師2名によって」と書いてあります。一般的に病気で休職されるとき、その職員の方がお医者さんを選んで診断書等々を出されると聞いておりますが、なぜここで任命権者が指定したのかということも2点目にお聞きしたいと思います。

あと、3点目として第3条の第2号、「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合」とありますが、これは町の都合なんですね。町の都合で職員を降格させていいのかと。民間の場合、そういう場合どうしても会社が存続することが危ういというようなことしかできないというふうな判例もありますので、その3点をご説明お願いいたします。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長。

○総務課長（恒川 覚君）

まず評価の手法でございますが、今こちらで行っておりますのは絶対評価で行っているというふうに考えております。

それから医師2名、なぜ任命権者かと申しますと、やはりこちらの方で指定をするというこちらからの命令に基づき受診をしていただく格好でございますので2名はこちらの方で指定をするということです。ただ、指定をするに当たりまして今のところですがやはり1名は今受診しているところのお医者さんを充てているのが通例でございます。ただそのほかの1名についてはこちらの方で指定をさせていただいているのが今のところです。

あと職制によりということでございますが、このものにつきましては確かに吉原議員がおっしゃるとおり職制により定数に減数が生じた場合の規定でございますが、その場合にいずれを降格させるかについては、任命権者が勤務成績、勤務年数、その他の事実に基づいて公正に判断をして定めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

11番浅里周平です。まずお伺いしたいのは、今回提案されております大治町職員の降給に関する条例の制定でございますが、第1条でうたっている地公法の28条第3項の規

定でいきますけれど、この規定でいきますと職員の意に反する免職、休職及び降給の手続、これは条例で定めなければならないということで、昭和25年にこの地公法が制定されて今日まで65年経過しております。こんな中で全国的には都道府県では47団体のうち37団体、指定都市では20団体のうち19団体、市区町村では1,722団体のうち563団体、30%強ですね。これは平成24年度時点で既に制定されております。大治町はきょうまでこの条例を制定せずに今日に至ったんですが、この法律が先ほども言いましたが地公法が制定されてからこの法律があつて今日までこの今回提案されている条例が制定されずにきたんですね。そういう点では今回新しく提案するに至った経過ですね。なぜ今回提案に至ったのか。そういった大局的な説明をお願いしたい。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長。

○総務課長（恒川 覚君）

それでは、浅里議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なぜ至ったかということでございますが、大きくは先ほど議員がおっしゃったとおり地方公務員法の改正に伴いまして、今回人事評価制度が導入されたことによりまして職員の任用についてはその人事評価を活用することになりました。その結果、その分限事由の一つとして「人事評価または勤務状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」と分限事由に人事評価が活用されることが明確に規定をされました。そのことに伴いまして今回人事評価によって分限処分として降給することがあり、またその降給する際には条例を定めなければならないということで今回制定をさせていただいたものでございます。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

ありがとうございました。それでは次に移ってまいります。この条例の中で出てくるのは任命権者ということで出てまいります、この文言が。これは町長部局それから教育委員会の職員、それから議会の職員ということで任命権者が正当だろうというふうに思いますが、このハのところ降格の事由のハの終わりがけ、「当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の町長が定める」ということで任命権者になっていなくて町長だけになっておるんですが、これは表現が的確かどうかですね。多分、最終的には町長決裁というふうになるかもしれませんが、任命権者がここ町長にかわっている

ものですからそこら辺の説明をお願いしたい。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（恒川 覚君）

浅里議員おっしゃるとおり確かにそれぞれの任命権者が行うものでございますが、ここについては最終的に町長が決めるということになりますのでその部分については町長であろうということです。指導その他の町長が定める措置、いろいろございます。職務を見直したりとか研修の受講とかそういうことでやっていきますので、最終的には町長であろうということでこちらの方は記載の方をさせていただいております。以上です。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

ありがとうございました。最後になりましたが、先ほど総務課長の前議員の答弁のところ公正にということで発言があったんですが、今回のこの降給、こういった場面もあってしかるべきだろうというふうには私は判断するんですが、これは公正に行わなければならないということで国の方からの指針でも概要でも出ているんですが、公正に行うための担保ですね、この条例の中にどう担保されているのかということです。というのは、記憶に新しいところですが時の町長によってこの部分を権力的に行使されては職員もたまらんという部分が出てこようかと思うんですね。だから、公正に執行される担保というのはどこにあるのかということでお伺いするんですが。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長。

○総務課長（恒川 覚君）

まず公正にということでございます。先ほど少し触れましたが、大治町は先ほどの地公法の改正に伴いまして人事評価を今回導入をして今試行している段階でございます。来年度から本格的な運用を行ってまいります。その人事評価のマニュアルに従って評価については先ほど申しましたとおり絶対評価により行ってまいります。その評価の結果でいわゆる今の一番最低の評価になった者についてまず対象となるわけでございますが、そこでいきなり降格、降給というわけではございません。その



が一番の僕は担保になると思うんですがどうでしょうか。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第3、議案第3号大治町職員の退職管理に関する条例の制定について、このものを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第4、議案第4号行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例改正の中で第1条のところに、「又は公開請求に係る不作為」を加えております。これは公開請求したときに不作為、やらないということだから、ある決められた期間までに情報公開をしなかったということではないのかなと思うんですが、この点、今までそういうような事例があったんでしょうか。こういうのが出てくるということは、どうでしょうか。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長。

○総務課長（恒川 覚君）

今までにこのような事例はございません。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第5、議案第5号学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第6、議案第6号大治町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

第10条がつけ加わりましてこの内容的に何も言うことではございませんが、愛知県の交通安全条例、これが最近制定されてその中に自転車の安全な利用も含まれているということでそういう意味もあってつけ加えられたのかなということを思うわけですが、その点はどうでしょうか。

○都市整備課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

都市整備課長。



○都市整備課長（加藤 謹君）

本町につきましては、今回交通安全条例の一部改正により自転車の安全が守られると  
いうことで条文を追加したものでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第7、議案第7号大治町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とし  
ます。

質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例でございますが、法律の改正に伴った規定の整理ではございますが、農業委  
員会の制度が変わっているということに伴うものであると理解をしておるわけですが、  
農業委員会は当初予算等々を見ても変更がないようですが、私は農業委員会の制度が法  
律が変わることによって大治町にも影響があったのではないかと。こういう規定の改正  
だけではなくてと思うわけですが、その点はどうでしょうか。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第8、議案第8号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第9、議案第9号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第10、議案第10号大治町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第11、議案第11号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第12、議案第12号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第13、議案第13号大治町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第14、議案第14号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第15、議案第15号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

町税条例の中で個人番号は以前の議会で個人番号をつけるように条例改正があったと思うんですが、今回個人番号を削っているわけです。個人番号、マイナンバーだと思うんですが、まだマイナンバー制度が始まったばかりでなぜこんなにもころころ変わって

いくのか。そのあたりの説明をお願いいたします。

○税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

税務課長。

○税務課長（若山 進君）

今回の税条例の改正の内容ですが、マイナンバーの関係も一部ございます。このマイナンバーにつきましては、国の方から一部見直しの通知がされました。その内容が申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられるものについては個人番号を不要とするということの見直しがされましたのでそれに伴う改正でございます。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今の説明ですと国としては最初申告等々のときに個人番号が必要だったと。でも、今回見直しの中で始まったばかりなんだけれど要らないというふうに通達か何かで国が方針を変えたからそれにあわせて町も変えたということでしょうか。

○税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

税務課長。

○税務課長（若山 進君）

方針を変えたということではなくて、当然町民税等を例に挙げますと町民税の申告、住民税の申告、確定申告等においては個人番号を記載しての申告ということになります。その後に今回の条例で上げさせてもらった減免につきましては、当初申告のときに個人番号を記載したものが提出されておる後に出される書類につきましては個人番号の記載が不要ということで国の方が見直しをしましたので、町税条例につきましてもそれによって今回の改正ということでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

国の方針変更ではなくて国の方針の見直しなんですね、で変わったと。了解いたしました。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第16、議案第16号大治町体育施設及び社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第17、議案第17号大治町公共用物の管理に関する条例及び大治町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第18、議案第18号平成27年度大治町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

4番林 哲秀でございます。補正の中でページ数でよろしいですかね。

○議長（織田八茂君）

はい、大丈夫ですよ。

○4番（林 哲秀君）

いいですか、済みません。40ページの真ん中の工事請負費、衛生費、690万戻っております。これは昨年9月に補正で上げました635万の戻りだと思っておりますが、砂子のあれで。もう9月にこれ補正を決定しまして時間がたっておりますのでそれまでに附帯経費がかかっていないのか。資材の発注だとか業者の発注だとかという部分の一つ聞きたいのと、635万9月の補正で決定しておるわけですが、692万8000円戻っております。これありがたいことでいいんですが、この違いをひとつお願いしたいと思います。それぞれなぜこれ9月で補正まで上げて取り消しになったということもひとつお聞きしたいと。この3つをお聞きしたいんですが。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

お答えいたします。まず、資材の発注等の残がないかということでございますが、平成27年の11月30日、土地所有者及び請負業者と協議の上、合意解約ということで資材の残等なく合意解約をなしております。

次に、9月議会でお認めいただいたものが今回減額補正をかけておるわけでございますが、692万8000円のうちの635万ということで635万というのは工事請負費、契約の金額でございます。ほかは単純に執行残でございます。

経過を申し上げます。9月議会でお認めいただきましたが、その後、11月4日に請負の契約を締結しております。その後、11月30日、その後議会でもご報告いたしましたが砂子大総代から設置要望の撤回ということの文書が出てまいりました。それを受けて今回減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

非常にすばらしいことで必要だったかと思いますが、各地区の事情もありますが、もう少し補正に出てくるまでにこういうことが練られなかったのかと思うんです。予備費がかかっていませんし、資材も発注していないということで非常にラッキーだと思っておりますが、その点を一つお伺いしたいと思います。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

今回、砂子地区から出された資源ステーションでございますが、川崎地区、中部そして東部、その3カ所が今細い道路上でやっておられるところを1カ所に集約すると。近くには幼稚園もあるということで交通の往来も激しいということで地元からもそういった懸念をされておられるというところから発した要望でございますが、私どもとしても非常に集約が図れて収集運搬に非常に有意義だと考えておりましたけれども、その順序立てて地元と協議を進めておりましたが、残念ながら地元からそういった要望が出されたという経過でございます。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

わかりました。こういうことは大変うちの町内でもいろいろとありますのでよく練って、やっぱりつくるべきはつくっていかないといけないと思います。

次の質問をお願いしたいんですが、46ページをお願いします。教育費、小学校費とありますが、補正で右下の電話料15万補正で上げておるんですが、これは今までにこういう例があったのかまず一つ聞きたいのと、何かシステムの状況で高くなっちゃったのかという部分で15万補正で上げていくほど電話料がかかるという意味が聞きたいんですが。

○議長（織田八茂君）

林 哲秀君、3回目ですのでほかにありましたら続けてやってくださいね。

○4番（林 哲秀君）

はい、わかりました。

○議長（織田八茂君）

これだけでいいですか。

○4番（林 哲秀君）

これで結構です。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（福原多加志君）

今までに例があったのかということで例はないんですが、今回やはり児童の問題等で保護者の方に親密に連絡等を頻繁にとっていたため今回電話料がこのような形で補正をさせていただいたということになります。各学校、小学校全般的に電話料がこういう相談等で上がっているから今回15万の補正をさせていただいたということをお願いします。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず5ページの繰越明許費ですが、国の施策の中で繰越明許があるのは了解できるんですが、最後の7番の土木費、防災公園整備事業。これ本来は今年度中にやらなきゃいけないのを繰り越すわけでいろいろおくれたということですが、それぞれの地権者が何人いて、その中でどれぐらいまだ了承がなかったのか。そこら辺の事情説明が全くないんですよ。繰越明許というのは本来あるべきじゃないことですのでそこら辺の説明をもうちょっときちっとしていただきたいというのが1点。

もう1点お聞きします。14ページですが、一番上の保険基盤安定負担金。国から一般会計に入ってきて国保に行くものだと思うんですが、これの国の趣旨。国がこの保険基盤安定負担金を出してきた趣旨、そこを。なぜかというとな次の国保の特別会計の補正予算の関係でも関連しますのでその2点をお聞きいたします。

○建設部長（脇田常男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

建設部長、どうぞ。

○建設部長（脇田常男君）

まず、今言われた繰越明許の関係でございます。防災公園の地権者は全部で29名となっております。以上でございます。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

それでは保険基盤安定負担金の趣旨ということでご質問をいただきました。



このものにつきましては、低所得者が多い自治体に対します財政支援の拡充ということで国から来たものでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず繰越明許の件なんです、地権者29人はそれは了解いたしました、結局おくれたということは地権者の了解をとるのがおくれたことだと思うんですが、そこら辺の状況。どういうふうにおくれていったのかとか全くわからないんですが、29人いるというのだけはわかりました。なぜここまでおくれたのかというのが全く説明がないのでわからないんです。その点を説明していただきたい。

今、保険基盤安定負担金、財政支援と低所得者が多い自治体に対する財政支援ということを言われましたが、国の趣旨としては低所得者対策と。一番は低所得者の保険料、保険税を下げるということだと聞いております。当然、国の方針どおり市町村がやらなきゃいけないというわけではございませんが、もう一度国の方針をきちっと説明をしていただきたいと思います。

○建設部長（脇田常男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

建設部長。

○建設部長（脇田常男君）

砂子の堂地公園、防災公園、なぜおくれたかということでございます。大きな問題は実は29人おって56筆約60筆ぐらいの筆数がございます。当然その中には納税猶予等もございます。なかなかその納税猶予の行き先等が定まればいいんですが用地買収がまだまだ先になりますのでそういったことを想定しての納税猶予対策、こういったことを調整したときに若干日にちがおくれたということでございますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

このものにつきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づきまして、国の方から低所得者対策の強化のために保険税の軽減対象となります保険者数に応じた額を自治体の財政支援のために充てられたということでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

繰越明許については了解いたしました。

保険基盤安定負担金の件でございますが、国は低所得者対策ということによっております。低所得者へ一番の対策は高い保険料、保険税を下げることでございます。ただ、国としてはそれをやりなさいという市町村の特別会計に口を出すわけにいかないから保険者に対する支援だと言っているんです。ですから、保険者がつまり市町村がいろんな使い方があるにしても一番は低所得者の保険料、保険税を下げることだと国の方針をストレートに読めば思うんですが、その点最後確認いたします。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

このものにつきましては、先ほども申しましたが国の責任において持続可能な医療保険制度を構築するための措置として国民健康保険の財政基盤の安定化のために今回国庫負担として負担金が増額されたということでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、所管の各常任委員会に付託します。

日程第19、議案第19号平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7ページでございます。保険基盤安定繰入金、先ほど国から入っている1633万4000円。また県からも1065万8000円入ってきていると。議論する前に、まず国、県、また残りもありますので町からも入れているのかなと思うんですが、負担割合等々もしくは特別に国がふやしたのかそこら辺、ちょっと額の説明をお願いします。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保険医療課長、どうぞ。

○保険医療課長（鈴木 進君）

保険基盤といいますか一般会計繰入金の中の保険基盤安定繰入金でございます。このものにつきましては、税の軽減分と保険者の支援分ということで2本立てになっております。税の軽減分につきましては、県が4分の3、町が4分の1。保険者支援分としましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1とこのような負担割合によって保険税の軽減分について国、県、市町村で負担するという制度のものでございます。改正の内容につきましては、2割軽減がもともと保険者支援制度で対象になってなかったものが新たに27年度から対象になったということと、保険者支援分について軽減対象者の一定割合を対象にするというような制度でございますが、その割合が引き上げられたということでございます。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。税の軽減分、これは以前の町議会の条例改正の中で軽減をふやしたというところの財政措置、県、町が国保会計に入れているという点で了解できるんですが、保険者支援分、これが今回低所得者対策ということで国が2分の1、県4分の1、町4分の1ということだと思っておりますが、ここが。保険者の会計を安定させるためではなくて、まさしく低所得者の保険料、保険税を下げるのが主の目的だったように私は思うんですが、他の市町村もやられているところは非常に少ないんですが、国

の方針としてはそれは国の担当者にお聞きしても低所得者の高い保険料、保険税を下げるのが一番だと言われるんです。ただ、国がとやかく市町村の国保会計に口出すことではないので市町村でそれぞれ決めてくださいと言われるんですが、一番は低所得者の保険料、保険税を下げるということであるべきだと私は思うんですが、現状は国保会計の赤字補填にこの補正予算を見ていると使われているんですが、その点はどうか。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

このものにつきましては、先ほども申しましたように国保への財政支援を拡充することで国からそういう制度上で負担金として交付されたものですのでご理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第20、議案第20号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第21、議案第21号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、所管の各常任委員会に付託します。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第22号平成28年度大治町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

4番林 哲秀でございます。2つほどお聞きしたいと思います。ページ数でよろしいですか。

○議長（織田八茂君）

ページ数お願いします。

○4番（林 哲秀君）

まず160ページの農林水産業費、農業費、右の方の水土里情報システム利用料と刊行物掲載単価データ利用料、9万8000円と9万5000円をとってありますが、こういうのは町にとってどのようなものを利用しておられるのか、少し具体的にお聞きしたいという部分とついでに言っていいですかね、ほかの質問も。

○議長（織田八茂君）

はい。

○4番（林 哲秀君）

172ページ、河川浚渫費5050万、これは円楽寺だと思いますが、一応これから雨季の時期になりますが大体工事予定の月というのはいつごろかアバウトでいいですし、もし計画が出ましたら計画書をいただきたいと思います。この2点お願いします。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

お答えいたします。1点目の水土里情報システム利用料でございますが、農業用施設管理台帳データ整備、いわゆるデータベース化されておりますのでそれを運用するためのシステム利用料でございます。

2点目の刊行物掲載単価データ利用料でございますが、農地関係の設計等に使う場合に物価調査機関が刊行する書籍に掲載される材料単価が含まれており、愛知県以外の団体が利用する場合には著作権の関係から利用許諾、利用料の支払いが必要ということで計上しております。以上です。

○都市整備課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

都市整備課長。

○都市整備課長（加藤 謹君）

河川浚渫費でございます。しゅんせつにつきましては、本町内の町内一円それから準用河川であります小糠田川、それから円楽寺川をしゅんせつする予定でおります。やる時期につきましては水位の関係もありますので、そこら辺はまた調整しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（織田八茂君）

4番林 哲秀君、どうぞ。

○4番（林 哲秀君）

わかりました。ぜひ、特に円楽寺は5カ年計画出ておりますので繰り返しになります。計画が出ましたらご提出を願いたいと思っております。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。まず、予算概要に載っていることと歳入について少しお聞きいたします。

まず全体的なことですが、当初予算概要書の1ページで歳入歳出といろいろ特色を書かれておりますが、歳出の2番目の子育て支援対策、これを見ますと子育て支援が小さ

な子供対象の事業だけだと。子育て支援というのは18歳ぐらいまで中高生まで含めたのが子育て支援だと私は考えておりますし、実際、そこら辺の施策もまた後ほど指摘させていただきますが大治町しっかりやっておるところもあるわけで、ここでなぜ子育て支援対策として小さな子供のことだけを載せたのか。なぜかというやはり大治町として町民にアピールしていく。これだけやっているんだということをアピールしていく上でも余りに子育て支援対策ということで小さな子供に特化しているようなイメージを受ける。総合戦略の中でシティプロモーションとか言っておりますが、今はそんな大々的にやる必要はないんですが、大治町として町民にやっぱりきちっとわかりやすく説明していく上でもそこら辺どうなっているのかというのを1点。

あとは歳入に入らせていただきます。17ページ、法人町民税でございます。これも総合戦略の中等々でやはり大治町ベットタウンとは言いながらも、会社が多いとは言いませんが旧東部4町の中でも多い方で、法人町民税やはり一定の割合があって町を支えている。今回も見ますと昨年は615社が641社とふえているわけです。そこら辺なぜというかそこら辺の分析ですね、ふえている分析を少し教えていただきたいと思います。

3点目でございます。29ページ、4節のスポーツセンター使用料でございます。総合型地域スポーツクラブ事務局使用料が入っております。総合型地域スポーツクラブがスポーツセンターの一角を借りているから使用料をいただいているということだと思えますが、一般的に庁舎内で他団体がある場合、使用料は払うのが原則なのかそうでないのか。そこら辺の原則論をお聞かせ願いたいと思います。

第4点、35ページでございます。13款国庫支出金の中の総務費委託金で自衛官募集事務委託金についてでございます。これは町として法定受託事務ということで自衛官募集事務を行っております。それに対して委託金が払われている。これは了解できるものでございます。今年度も行事が行われまして来年度もそういう状況になればこの委託金を使って入隊予定者の激励会が行われると思いますが、その入隊予定者激励会、委託金の使われ方でございますが、後の方の歳出にもありますからそこら辺何が問題なのかと言いますと、やはり入隊前の方、一般町民、私人でございます。その方の個人情報自衛隊さんから町がもらうと。きちっとそこら辺個人情報の管理なり承諾を得られているのかということでちょっと自衛隊の愛知県の方にお聞きしましたら住所については最初承諾はもらっていなかったと言われました。住所もなければなんで大治町の中で大治町が大治町民にゆかりがないのに入隊予定者の激励会ができるのかと言いましたら、ちょっともう1回町と相談するというので、いや了承をもらっているというふうに訂正されましたが、そこら辺いろいろ自衛隊ありますがただ1点、将来的に徴兵制がしかれたり軍隊になったりすることがあるかもしれませんが、日本国憲法基本的人権がありますからプライバシーの保護というのは非常に大切なものだと。そこら辺町としてしっかりできているのかということをお聞きしたいと思います。

あと同じ35ページ、低所得者介護保険料軽減負担金。これは県の方で31ページには同じ内容で国庫負担金があります。これ新しい制度なんですね。どういう制度なのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

あと49ページ、一番上の駐車場利用協力金でございます。昨年度279万円が347万4000円と非常にふえております。これは制度変更があつてその結果のものと思われませんがそこら辺の説明をお願いいたします。

以上、まず当初予算概要書と歳入についてお聞きいたします。

○議長（織田八茂君）

当初予算概要書は答弁しなくていい。2点目から答弁をお願いします。

○税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

どうぞ、税務課長。

○税務課長（若山 進君）

大治町の法人町民税、均等割の納税義務者数の増ということでご質問をいただきましたが、対前年で26社の増で計上させていただきました。その中で一番大きなもので均等割の一番低い税率5万円掛けることの520社、対前年20社の増ということでこの均等割がかかわるクラスの法人が少しふえてきたということで、業種等につきましては多種ありますのでそういう状況が見えてきましたので対前年で増とさせていただきます。

○議長（織田八茂君）

29ページ、原則論だからこれも答弁必要ないですね。総務でする。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（恒川 覚君）

自衛官の募集事務の委託金の方でございますが、入隊予定者につきましては自衛隊の募集に係る事業でございます。こちらの方で個人情報をとにかく言うことではございませんので答弁の方は差し控えさせていただきます。ただ、その委託金につきましては適正に使用をさせていただいておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（織田八茂君）

行政側、順番でいくと総合型スポーツクラブの関係。

次の答弁に行つて。次は35ページ。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

議長。



○議長（織田八茂君）

民生課長。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

それでは、先ほどの35ページでございますが31ページの方にも実はございまして、このものにつきましては介護保険料の低所得者の軽減でございまして、第1段階の階層の方についてを軽減するものでございます。それで31ページの国庫負担金につきましては、その経費の2分の1が国の負担。それから35ページにおいては県の負担として4分の1が負担されるものでございますのでよろしくお願いいたします。なお、このものにつきましては昨年の6月補正で対応させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

49ページ。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務課長。

○総務課長（恒川 覚君）

駐車場の利用料の協力金でございますが、このものにつきましては町民体育館を取り壊したことによりまして新たな駐車場ができました。そこに職員の駐車場の台数がふえましたのでその分協力金がふえたということでございます。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず歳入等々で聞いたところでちょっと……

○議長（織田八茂君）

ごめんなさい。ページ数言ってもう一度お願いします。

○7番（吉原経夫君）

まず29ページについて言ったのは総合型地域スポーツクラブ事務局使用料、これはもらっておりますが、一般的に庁舎は町の所有の建物の中に他団体さんが入っている場合、使用料などをいただくのが原則なのか原則じゃないのか。やっぱり使用料をとる、とらないで恣意的であってはいけない。ですから、そこら辺原則はどうなっているのかと原則論でございます。

あと49ページの駐車場利用協力金については、ちょっと正規職員だけではなくて非常勤の職員の方からもいただくように、条件によりまがなりました。この関係でふえてきて

いるんじゃないかなというふうにも思うわけでそこら辺の説明をいただきたいということでございます。

あとは歳出の方に入ります。78ページ、報償費。大治町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員謝礼ということでまち・ひと・しごと創生の関係でございます。ほとんどの市町村、人口ビジョンと総合戦略をつくっております。大治町もつくっておりますが私読ませていただきましたが、まだまだ正直不十分なものだなと私は感じているわけですが、そこら辺有識者会議の中できちっと議論をつくるに当たってはされたと思うんですが、来年1年間もそこら辺きちっと議論をしていただけるのかどうかです。余りにも他の市町村に比べて不十分だと思っておりますが、他の市町村のも大分読ませていただきましたが、そこら辺をちょっとお聞きします。

前に戻ります。68ページ、職員厚生費、真ん中からちょっと下の13節の委託料でストレスチェック委託料。これは町の職員の中に限らないで心の問題ということでかかられる方もいるということで全国的にこういう方針でストレスチェックをするようになったのかなというふうに思っているわけですが、具体的にどのようなチェック内容でそれをどのようにこれからの職員の皆様の心の安全に生かしていくのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

あと112ページ、福祉にかかわることで委員会でもお聞きしますが、7節の運転手賃金、社会福祉事務費の。これは福祉巡回バスについてだと思いますが、福祉巡回バス、今年度要綱ができてそれに基づいて来年も実施されると思うんですが、その要綱の中で私が気になっているのがあります。それは幼児と児童と生徒は保護者同伴の上で乗車しなさいという文句があります。幼児というのは幼稚園、保育園のことでそういう小さい方が親御さんと一緒に乗るとそれはわかるわけですが、児童、小学校の児童ですね、公共交通機関だと子供運賃で半額で1人で乗れるし、生徒というのは中学校、高校、もう大人料金ですね。もう保護者関係なしに乗れるのにそんな福祉巡回バスの要綱、こんな時代錯誤的な子供の人権を無視したようなこんなのを残してつくっていいのかと。福祉巡回バスについてはここしかありませんから運転手賃金とレンタカー使用料しかないですから。ちょっとその点どう考えているのかと。子供の人権にかかわる問題だと思いますのでそこをちょっとお聞かせ願いたいと。

ちょっと飛びまして194ページ、学校教育総務事務費でございます。7節の賃金のところで非常勤講師賃金が昨年に比べて大分ふえておりますし、スクールカウンセラー、町でも負担して採用するということだと思いますが、これも非常にいい施策だと私は思っております。子育て支援、先ほど言われましたように子育て支援、中高生までその年代まで含めるべきだとかいうふうに行っているということをお聞きしますが、その点の説明をもう1つしていただきたい。

最後に218ページ、学校支援地域本部事業費でございます。来年度から大治未来塾とい

うことで中学3年生対象に月2回程度、少人数で指導しなければちょっと伸びていかな  
いような子たちの指導をするということで非常にいい制度だと思っております。ここら  
辺の説明とこういう大治未来塾みたいなのは海部津島地域にもありませんので、学校支  
援地域本部事業はそうです。ですから、そこら辺私としては子育て支援施策としてそう  
いうのもアピールしていただきたいと思っておるわけですが、そこら辺の説明をお願い  
いたします。

○議長（織田八茂君）

整理して答弁させます。

29ページ、スポーツクラブについて答弁。

○総務部長（桑野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長。

○総務部長（桑野和彦君）

まず庁舎の使用料のご説明を申し上げたいと思います。例規に定めのあるとおりのこ  
とでございますのでよろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

続いて49ページ、駐車場関係について。

○総務部長（桑野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長。

○総務部長（桑野和彦君）

臨時雇用職員のことについて質問をいただいております。臨時雇用職員の駐車場に対  
する費用の負担につきましては平成27年度から始まったものではございません。以上で  
す。

○議長（織田八茂君）

78ページの内容については答弁を控えます。

68ページをお願いします。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、どうぞ、総務課長。

○総務課長（恒川 覚君）

ストレスチェックの委託料でございます。このものにつきましては労働安全衛生法の

一部改正によりましてストレスチェック制度がいわゆる労働者に行っていただくことで事業者の義務づけとなりました。そのためにそのチェックをするための委託料でございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（織田八茂君）

続いて112ページ。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

福祉部長。

○福祉部長（伊藤国男君）

112ページの運転手賃金でございます。議員おっしゃるとおり巡回バスの関係の予算でございます。それともう1つ、中学生以下の乗車については保護者同伴でお願いしたいというふうで要綱ではそうやって定めていますのでそのようにお願いしたいということでやっております。よろしくお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

続いて194ページ。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

学校教育課長、スクールカウンセラー。

○学校教育課長（福原多加志君）

まず非常勤の方から済みません。非常勤の方ですが、実は今学校の方ですが特別支援教室がふえています。新たに小学校の方に肢体不自由学級もできるところでございます。なお、通常学級の方でも特別支援が必要な子供もいますので来年度2名分を増員するというのと、あと養護教諭の方も保健室に子供がたくさんみえるということと、普通教室の子供たちを支援するために養護教諭を1名分増員するということの賃金が非常勤になります。

それからスクールカウンセラーについては、県の方から中学校でいうと週1回程度来ていただいているんですが、やはりニーズが多うございます。ですから新たに同じ人を週もう1日ふやそうかなというのを考えているんですが、支援のために新たにスクールカウンセラーを賃金で雇ってカウンセリングをしていくという予算になります。

○議長（織田八茂君）

続いて218ページ。

○社会教育課長兼公民館長兼西公民館長（加藤裕一君）

議長。

○議長（織田八茂君）

社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼西公民館長（加藤裕一君）

学校支援地域本部事業が28年度は3年目になりますので、家庭での学習が困難であったり、家庭でじっくり学習に取り組むことができない、勉強の仕方がわからない、基礎学力が十分身につけていない中学校3年生を対象に、先ほど議員がおっしゃられたとおり月2回程度西公民館の部屋で実施する事業でございます。なお、名称につきましてはスタディサポートクラブ、略称SSCとして活動する予定でございます。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

るる説明いただきましてありがとうございます。ただ1点納得できないのは福祉巡回バスでございます。要綱でお願いしているということですが、小学生は一般公共交通機関に子供運賃で1人で乗れるわけです。中学生は大人運賃で乗れる。中学生になれば実際大人と同じだと。実際乗るかどうかは別として保護者同伴の必要はない。生徒といったら高校生まで含むわけです。高校生18歳になればもう選挙権もある。そんな時代に保護者同伴じゃなきゃいけないなんてこんな要綱なんでつくるんですか。即刻これは直すべきだと僕は思うんですが、子供の権利条約にも違反していますし、子供の人権をないがしろにしていると私は言わざるを得ない。この点についてはしっかり考え直していただきたい。これを最後に言わせていただいて質問を終わります。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

28年度の予算書をいただいてお伺いするんですが、ページ数でいくと8ページになってくるんですが、法律で債務負担行為というのは許されて約8年ほど経過したんでしょうか。ことしも10件ほど提案をいただいております。この債務負担行為が大変ふえてきて243ページの債務負担行為の報告書を見ていきますと48件ありまして、これで10件ふえて58件になるということになります。

この債務負担行為の提案をいただいている限度額、これが的確に行われていくかどうか

かということで伺って行くんですが、例えば243ページ、中ほどの総務費。典型的な部分でお伺いするんですが、総務費の印刷機借上料。これが24年度に債務負担行為を起したというふうに思いますが、25年から27年にかけて3万9000円使われて当該年度以降の支出予定額28年度から29年度1万5000円でこの数字を見ていきますと5万4000円ですね。限度額の154万4000円に比較しますと相当な額で私どもに出てくる数字というのが5万4000円ですよ。そういう点でこれは入札の結果、随分と安くいったのかどうかということでこの今回提示していただいているこのものでいくとなかなか理解がしがたい。法律で許される範囲でこの債務負担行為が行われているんですが、先ほど言いましたこの数字を見ていきますと今回提案いただいている部分、積算がきちっとできているかどうかということで考えて行くんですが、多分根拠をもって提案をしていただいていると思うんですが、そういったところを少し説明を願えればと思います。私どもは予算書をいただいて知らん間に債務負担行為を認めて議決してきているんですが、ここで少しお伺いしておきたいなと思います。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

債務負担行為につきましては、原則単年度会計であります地方公共団体の会計の中で数種類ございますうちの1つの複数年にまたがる支出の仕方でございます。これにつきましては、予算編成するに当たりましてこの業務に対しまして幾ら経費がかかるんだということをきちっと担当課から資料を提出していただきながらそれが債務負担行為として限度額として定めるということで、その時点での判定となりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○総務課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（織田八茂君）

続いて答弁を総務課長。

○総務課長（恒川 覚君）

ご指摘の印刷機の借上料につきましては、先ほど部長が少し申しました予算設定時にはこちらの方で適正な見積もりを立てて限度額を定めさせていただいておりますが、浅里議員おっしゃるとおり入札に基づく執行によりまして大幅な減額の方がなされ入札がされました。それによります執行残によりこのような格好で限度額から大幅な減額となった執行ということで今の現状にさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

いただいたこの書面でいきますと先ほどの印刷機借上料でいきますが、当初の見積もりが154万4000円で執行が5万4000円ということでも考えられない数字で、例えば私自身から考えていきますと印刷機10台なら10台を予定したんだけど1台ぐらいで済ませちゃったかなんていうふうに想像するんですね。そういう点ではこの債務負担行為というのはある意味行政にある程度の裁量を委ねて私たちは議決していくんですね。だから、これは厳格に管理されないといかんとところだと思いうんですよ、この数字を見ていくと。そういう点でいきますときちっと管理されているのかどうかですね。この管理というのは原課でやっているのか、それとも一部の特別の所管で管理をしているのかということが一つあります。

それから、そのことと次に移ってまいります、法律の211条や政令の144条で継続費についてのことが言われております。一つお伺いしていくのは、昨年27年度の提案をいただいたときに継続費として消防費、地震対策業務計画策定業務で27年度と28年度で行うということで議決をしております。そういう点で28年度の予算書をいただいてこの継続費の執行とそれから28年度以降の支出予定並びに事業の進行状況に関する調書が出ていないんですが、自分自身最近記憶力が少し衰えてきたものですが27年度中にこの継続費がなくなったのかどうか記憶がないものですからここで伺っておくんですが、なぜこの予算書からの動きからいくと継続費が今年度報告が出てきてもいいと思っているんですが欠落している。どういった経過でこうなっているのかということの説明をお願いしたい。

○議長（織田八茂君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時31分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時36分 休憩

午後0時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

浅里周平君の質疑に対する答弁を総務部長。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい。

○総務部長（糸野和彦君）

まず浅里議員の質疑に対しまして、参考資料として当然予算の編成にあわせて提出すべきである調書につきまして提出がありませんでした。この件につきましては大変申しわけございませんでした。また、調書につきましては今議会が閉会するまでに議員の皆様へ調書として提出をさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

ただいまの部分でいきますと説明書ですから重要事項でもないんですが間違いのないようにお願いしたいと思います。

最後になりましたが、9ページで地方債の提案をいただいております。利率は4%以内ということで提案をいただいているんです。この利子の安いときに果たしてこの4%が十分に検討されて提案をいただいているかどうかということが問題になってようかと思うんです。翻ってずっと見ていきますと20年以前の予算書を私焼却をしましたのでないんですが、20年度を見ても利子は4%の提案です。これが確定の数字ではなくてこの以内でおさめていくということで私たちは認めていくんですが、今の利子の安いときに果たしてこの4%の提案というのが的確かどうかということなんですよね。私どもは4%以内ですから例えば3.9%で契約を結んでいただいてもそれは議決の範囲内ということで許される。しかし、先ほども言いましたが安い時期に果たしてこういう提案でいいのかどうかということですね、それが1つ。

それから最後になりますが、商工会館の建設に大治町から1500万円の補助金を提案していただいております。説明でいきますと県から1500万、それから商工会が4600何があったですね、そういった金額の提案をいただいております。4650万。商工会のいた



いた予算案でいきますと大治町から出す1500万の受ける予算が提案されておられません。聞いたところによりますと特別会計を組んでやっていくということなんですが、実際に私どもはこの商工会の4650万があるのかどうかもわかりません。そういう点でこの点がどういうふうになっているのか、説明を願いたいと思います。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（織田八茂君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

まず9ページ、第4表の地方債の利率についてご質問をいただいております。この利率につきましても、この利率であれば必ず借りられるという観点からここに掲載させていただいております。過去には私が持っている資料でございますと平成8年に借りておりますのが総合福祉センター。このときには2.8%というような数字もございますので確かに議員ご指摘のとおり現在はこのような高額な利率ではございませんが、これならできるといって上げさせていただいておりますのでご理解をお願いいたします。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（織田八茂君）

産業環境課長。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

それでは、商工会館の件でございます。内訳としまして県の補助金1500万、町の補助金を今回上げさせていただいた1500万、あと商工会の自分のところの負担する分ですが商工会館積み立てが2350万、預金が1300万、共済年金特別会計として700万、これは商工会員が入っておる保険の1口5万円ですけれども、これの死亡保険の手数料、保険会社からいただく手数料が今まで預金として700万、特別会計として持っています。次に火災共済特別会計。これは同様に火災保険の取り扱った分の手数料、これが200万。残りが一般会計として持っております。したがって、トータルで7650万ということになります。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、所管の各常任委員会に付託します。

日程第23、議案第23号平成28年度大治町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ページ数で言うと16ページの上から3つ目の高額医療費共同事業負担金、国庫負担金の1888万9000円と18ページの真ん中からちょっと下、共同事業交付金の中の高額医療費共同事業交付金。大抵国庫負担金が4分の1、共同事業交付金が2分の1、そしてそれ以外で4分の1ということで、歳出の方は39ページ一番下の高額医療費拠出金7555万7000円ということで国庫負担金4分の1、共同事業交付金2分の1、それ以外4分の1で歳出のところの39ページに該当すると思うんですが、本来高額医療費の場合、負担金と拠出金でいただくのと本来は違っているはずなんですね。平均的に全て見ればイコールにはなると思うんですが、全ての市町村を見ていけば。ただ、最終的には決算で合わせるのかなとは思いますが、そこら辺の試算はやっぱり難しいものなのではないでしょうか。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○議長（織田八茂君）

保険医療課長、どうぞ。

○保険医療課長（鈴木 進君）

内容的には今議員が申されたとおりで、当初におきましては歳出の状況に基づきまして歳入の方も見込んでおりますので予算の立て方としてはこういう形になっております。結果としては今言われたように決算の方で明確になるということでございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第24、議案第24号平成28年度大治町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第25、議案第25号平成28年度大治町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず22ページ、細かくはまた委員会の方でやりますが下から2つ目の地域密着型介護サービス給付費がこれは今年度6125万4000円が来年度1億464万2000円とふえているんですが、これはちょっと介護保険制度の中で私が考えるに小規模デイサービスなどが地域密着型介護サービスに移行していくように政策的に出されているからかなというふうに思うんですが、ちょっとそこら辺これからの方向性の問題でございますので少し答弁を願いたいと思います。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

議長。

○議長（織田八茂君）

民生課長。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

それでは、吉原議員の答弁をさせていただきます。ただいま議員がおっしゃるとおり地域密着型の小規模に対する事業所が刈村の方へ下りてくるということでございまして、その分を増額で見込ませていただいたものでございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今度はもう1つの会計ですが、介護サービス事業勘定の方でお願いをいたします。概

要書で1日当たりの通所介護デイサービス利用者人数12人として算出をしております。これは前から1日当たりの人数で算定をしておるわけですが、介護保険上で要支援1の場合、デイサービスを利用できるのは週1日か2日。要介護3になりますと週5日程度利用できる、限度額として理解しております。結局、介護度によっても大分そこら辺利用できる日数も変わってくる。また、介護報酬の点数も変わってくるわけでそこら辺人数だけじゃなくてももう少し詳しく積算をしたのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長(伊藤美紀雄君)  
議長。

○議長(織田八茂君)  
民生課長。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長(伊藤美紀雄君)  
当然、介護度に応じて計算をさせていただいております。

○議長(織田八茂君)  
他に質疑のある方。

○7番(吉原経夫君)  
議長。

○議長(織田八茂君)  
7番吉原経夫君。

○7番(吉原経夫君)

委員会の中で詳しく聞けばいいかなと思いますが、もうちょっと大きな話でございますが、介護サービス、要支援の方のヘルパー派遣、デイサービスが総合支援事業に移行していくと。町としては再来年度になるわけですが、国の方針としましてはこれは私反対ではございますが、緩和した方とか要支援の軽い方は自立してもらって、いわゆる卒業してもらおうという国の方向性がございます。大治町の在宅老人デイサービスセンターの場合、老人福祉センターの併設でございます。ですから、もし強制的に卒業なりさせるのは私は反対ではございますが、要支援の方が在宅老人デイサービスセンターに通うことによって自立になるというとき、直ちにまた家に帰って家に引きこもるのではなくて老人福祉センター、お風呂は共通でございますし送迎はないけれども福祉巡回バスが通っているというようなことでそこら辺の政策、当然このサービス勘定だけの話ではございませんが一般会計ともかかわる話ではございますが、そこら辺トータルで考えていくという政策的な問題で少しこれからの国の方針のことでもございますのでそこら辺のお考えは何かないでしょうか。

○議長(織田八茂君)  
他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、所管の各常任委員会に付託します。

日程第26、議案第26号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

4ページ、地方債でございます。一番下の公営企業会計適用債でございます。これは今年度なくて来年度新たに出てきているものでございますが、国の方針の中で公共事業特別会計、その中に公営企業会計を入れていくべきだと。公共下水道に限りませんがそういう方針の中でそのための地方債だと思うわけですが、単に地方債だけの問題ではなくて、これからの公共下水道事業特別会計にも非常に影響することでございますので公営企業会計になっていくとどういうふうに変っていくのか。ここら辺の大局的な話をやっぱりしていただきたいと思います。

○都市整備課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（織田八茂君）

都市整備課長。

○都市整備課長（加藤 謹君）

公営企業法の改正によりまして下水道事業が人口3万人以上の団体が企業会計の適用の範囲ということになります。企業会計の方に移行したら何が変わるのかということでございますが、内容的には主に会計の処理の方法が変わります。具体的には歳入歳出といった予算の区分におきましても管理運営にかかわる取引の収益的な収支、それから建設改良等にかかわる取引の資本的な収支といった区分に分かれまして、より経営状況を明確にした会計処理になるということでございます。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、所管の各常任委員会に付託します。

日程第27、議案第27号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、福祉建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時14分 散会